

<令和5年度 募集要領> 三豊市ZEH支援・地域経済 活性化事業補助金のご案内



2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、市内において、実質二酸化炭素排出ゼロを実現するネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）の普及を促進するため、戸建て住宅の建築・購入・改修に対して補助金を交付します。

<補助対象者の要件>

- (1) 交付申請時点で補助対象住宅に居住する補助対象住宅所有者であること。
(予約申請時点で市外居住者であっても、住宅完成後に転入する予定の方を含む)
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 所有者の世帯全員が暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと。

<補助対象住宅の要件>

- (1) 三豊市内において新築、購入、又は改修する戸建住宅
- (2) 建物の権利に関する登記を行い又は登記を行う予定の住宅で、登記の日から3か月以内（改修による場合を除きます）であるもの
- (3) ZEHの普及促進を目的として国が実施する事業（国ZEH事業）に係る補助金の交付決定を受け、かつZEH基準を満たす住宅又はZEH基準を満たす住宅

ただし、相続、贈与等により対価を伴わない取得の場合及び三豊市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金を受ける予定がある場合は、補助対象外となります。

<補助率・補助上限額>

区分	補助率・条件等	補助上限額
ZEH住宅	補助対象事業費からその他補助金を差し引いた額	25万円
<加算> 蓄電池又はV2H	本体価格の1/10以内	10万円
<加算> 地域経済活性化	市内事業所※で新築、改修または市内事業所から購入	30万円

※ 補助金の予約申請時点において、三豊市に「法人異動届」を提出しており、市税を完納している建築業等を営む法人又は個人

お問い合わせ先・書類提出先

三豊市 市民環境部環境衛生課 脱炭素推進室

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地1 TEL:0875-24-8445
E-mail: kankyoushou@city.mitoyo.lg.jp

【参考】〈ZEHの基準〉

ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。

- (1) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準(UA値)以下であること。
- (2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
- (3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。
売電を行う場合は余剰買取方式に限る。〈全量買取方式は認めません〉
- (4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。

〈予約申請〉

国ZEH事業の交付決定後に予約申請をお願いします。

(住宅の完成が翌年度になる場合でも、予算確保のため、予約申請をお願いします)。

1. 提出書類 ZEH支援・地域経済活性化事業補助金予約申請書(第1号様式)
その他添付資料
2. 提出期限 国ZEH事業交付決定後、速やかに提出すること
3. 提出方法 持参・郵送(書留郵便に限る)で提出すること
※ 持参する場合は、開庁時間内に提出すること
※ 郵送の場合は当日消印有効
4. 注意事項 予算額の範囲を超えた場合は、予約番号通知書(様式第2号)にて繰越番号(現時点では予算の範囲外にある方に付すもの)を交付します。繰越番号を付された方は、予約申請の取止め等により、予算が確保できた場合は、繰越番号の順に予算の範囲内で交付申請を受理することがあります。この場合、予約申請は受付をしますが、補助金の交付を確定するものではありません。

〈交付申請〉

国ZEH事業が完了後、速やかに交付申請をお願いします。

1. 提出書類 ZEH支援・地域経済活性化事業補助金交付申請書(第5号様式)
その他添付資料
2. 提出期限 令和6年3月29日(金)まで(期限厳守)
※ 国ZEH事業実績報告後(工事完了後)、速やかに提出すること
(登記の日から3か月以内(改修による場合を除きます))
3. 提出方法 持参・郵送(書留郵便に限る)で提出すること
※ 持参する場合は、開庁時間内に提出すること
※ 郵送の場合は当日消印有効

〈その他〉

- ★ 取得設備を処分しようとするときは、あらかじめZEH支援・地域経済活性化事業補助金財産処分承認申請書(様式第8号)を市に提出し、承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、交付した補助金の全部について返還を求めることがあります。
- ★ 補助金が交付された日が属する年度の翌年度4月から2年間、発電量及び電力使用量を報告しなければなりません。
- ★ 他の補助制度との併用については、実施主体にご確認ください。



三豊市ZEH支援・地域経済活性化事業補助金の流れ



〈申請者〉

〈三豊市〉



本補助金は国ZEH補助事業の申請書を活用するため、国ZEH補助事業に申請せず本事業に申請する場合は①④の省略、工事順序等、上記とは違う流れとなります。詳しくはお問い合わせください。

三豊市 ZEH 支援・地域経済活性化事業 Q&A

どのような人が申請できますか？

- 交付申請時点で補助対象住宅に居住する補助対象住宅所有者であること。
(予約申請時点で市外居住者であっても、住宅完成後に転入する予定の方を含む)
- 本市の市税を滞納していないこと。
- 所有者の世帯全員が暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと。

現在、三豊市外に居住していますが、補助を受けることができますか？

補助対象住宅に居住する予定である場合には補助の対象となります。

補助対象住宅の要件とは？

下記の要件を全て満たす住宅が対象となります。

- 市の区域内において新築、購入、又は改修する戸建住宅
- 建物の権利に関する登記を行い又は登記を行う予定の住宅で、登記の日から3か月以内(改修による場合を除きます)であるもの
- ZEHの普及促進を目的として国が実施する事業(国ZEH事業)に係る補助金の交付決定を受け、かつZEH基準を満たす住宅又はZEH基準を満たす住宅

補助対象外となる住宅とは？

- 相続、贈与等により対価を伴わずに住宅を取得した場合
- 三豊市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金を受ける予定がある場合

既に工事に着手してしまいました。補助金の対象になりますか？

国 ZEH 事業の交付決定後の工事に着手していても対象となります。

中古品を設置する場合は対象になりますか？

対象外となります。補助対象は新品に限ります。

補助対象事業費とは？

共有名義の場合、申請者と共有者が支払った補助対象事業費が対象となります。

建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象となりますが、建築主が分離して購入可能なもの(例:カーテン、ブラインド、日射調整フィルム、遮熱シート・遮熱塗料、ペレットストーブ等)は、補助対象外となります。屋外付帯設備工事費、外構工事費(屋上緑化を含む)、解体工事費、調査費、設計費、登記申請手数料等も補助対象外です。

補助対象住宅が、国・県等の補助金を受けている場合は、その補助金額を補助対象事業費から控除して算定します。蓄電池又はV2Hの導入と地域経済活性化はZEHを前提とした加算措置となりますので、単体又は住宅がZEHとならない場合は対象外となります。

なお、店舗併用住宅等の場合は、居住部分の面積で按分した額が補助対象事業費となります。



市内業者とは、どのような業者ですか。

補助金の予約申請時点において、次の要件を満たす業者です。

- 三豊市税務課に「法人異動届」を提出していること
- 市税に滞納がないこと

なお、本事業は国 ZEH 補助事業の活用を前提としておりますので、ZEH の要件となるZEHプランナー・ビルダーの詳細については、活用予定の国 ZEH 補助事業の要綱・要領等をご確認ください。

予約申請にはどのような書類が必要ですか。

- ZEH支援・地域経済活性化事業補助金予約申請書(第1号様式)
- 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
工事内容や取得金額の内訳が明記されているものに限りです。
- 国ZEH補助事業に係る交付決定通知書の写し
- BELS評価書の写し
- 申請者の市税完納証明書(原本:申請日の1か月以内に発行されたもの)
ただし、予約申請時点で市外に居住している場合は、交付申請時に市税完納証明書を提出してください。
本庁税務課または各支所の窓口で完納証明書(市税に滞納のないことがわかる納税証明書)を取得してください。共有名義の場合は、共有者の完納証明書も必要です。
- 【該当する場合のみ】蓄電池又はV2H充放電設備の規格等が確認できるカタログ等
- 【該当する場合のみ】市内業者の完納証明書(原本:申請日の1か月以内に発行されたもの)
補助対象住宅を建築、販売または仲介する市内業者の完納証明書(市税に滞納のないことがわかる納税証明書)が必要となります。市内業者に本庁税務課または各支所の窓口で取得するよう依頼してください。

交付申請にはどのような書類が必要ですか？

- ZEH支援・地域経済活性化事業補助金交付申請書(第5号様式)
- 補助対象事業費の内容・支払いが確認できる書類(写し)
最終の請求書等、最終の事業費や請求額がわかるもの及び補助対象事業費を支払った領収書等、最終の支払額がわかるもの。
- 住民票の写し(原本)
補助対象住宅に居住していることを証する住民票(発行から3ヶ月以内のもので本籍地及びマイナンバーの記載がないものに限る。)の写しを提出してください。
本庁市民課または各支所の窓口で住民票の写しの交付を受けてください。
- 補助対象住宅の登記事項証明書(原本)
法務局で全部事項証明書の交付を受けてください。
- 国ZEH補助事業に係る実績報告書及び添付資料の写し
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業及びネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業のうち次世代ZEH+(注文住宅)実証事業においては、中間報告で提出した資料としてください。
- 国ZEH補助事業に係る補助金確定通知書の写し
- ZEH 基準を満たすために導入したものが確認できるカラー写真
- 【予約申請時点で市外に居住していた場合のみ】申請者の市税完納証明書(原本)

<p>■【変更契約があった場合のみ】工事請負契約書及び不動産売買契約書の写し</p> <p>■【該当する場合のみ】蓄電池又はV2H充放電設備の設置状況・銘板の現況写真</p> <p>■ZEH支援・地域経済活性化事業補助金請求書（様式第7号）</p> <p>記入例を参考に記入の上、ご提出ください。</p> <p>■債権者登録申出書</p> <p>補助金を入金する口座を登録するための書類です。記入、押印の上ご提出ください。</p>
<p>交付申請はいつまでに行えばよいですか？</p> <p>住宅の保存登記完了後、申請した年度末までに添付書類を揃えて提出してください。 ただし、補助対象住宅要件として、登記の日から3か月以内（改修による場合を除きます）となります。</p>
<p>申請等に必要な様式はどこで入手できますか？</p> <p>三豊市ホームページでダウンロードすることができます。 インターネットを使用できない場合は、脱炭素推進室までお問い合わせください。</p>
<p>FAX による申請書類の提出は可能ですか？</p> <p>FAX による提出は受付できません。持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出してください。</p>
<p>申請書類は申請者本人以外が提出してもよいですか？</p> <p>申請者本人でなくても、本人から依頼された手続代行者であれば可能です。 ただし、予約番号通知及び交付決定通知の書類は本人宛に送付します。</p>
<p>予約申請後に工事内容に変更があった場合、再度の申請は必要ですか？</p> <p>予約番号の通知を受けた後に、補助対象機器の種類を変更する場合や工事内容等の変更により、補助金額に変動がある場合はZEH支援・地域経済活性化事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を得る必要があります。</p>
<p>予約申請後に工事を取り止める場合はどうしたらよいですか？</p> <p>工事を取り止める場合は、ZEH支援・地域経済活性化事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を得る必要があります。</p>
<p>国や県等の他の補助金との併用は可能ですか？</p> <p>可能です。ただし、国や県等から受けた補助金の金額を補助対象経費から控除します。 また、他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金要綱等をご確認ください</p>
<p>手続は、どこでできますか。</p> <p>三豊市役所本庁 1階の環境衛生課 脱炭素推進室で手続きをお願いします。 本書類で不明な点については、脱炭素推進室までお問合せください。</p>

お問い合わせ先・書類提出先

三豊市 市民環境部 環境衛生課 脱炭素推進室

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 | TEL:0875-24-8445

E-mail:kanky@city.mitoyo.lg.jp

